

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条)

	感染症の種類	出席停止の基準など
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 および H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発熱した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）</u> 、カンピロバクター感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、疥癬、ガンジダ感染症、白癬感染症 など	<u>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</u>